

**Topics****中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集團 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★中国における增值税改革の実施速度が加速（国家税務総局公告 [2012] 42号・43号、2012年8月24日・8月27日発布）

国务院・温家宝首相は、2012年7月25日に国务院第212次常務会議を行い、增值税試行地域の拡大を決定した。この決定を受け2012年7月31日、財政部と国家税務総局は、財税〔2012〕71号を発布し、北京市では2012年9月1日、江蘇省、安徽省では10月1日、福建省、広東省では11月1日、天津市、浙江省、湖北省では12月1日より実施することとした。

財税〔2012〕71号を確実に実施するために、国家税務総局は8月24日及び8月27日、公告〔2012〕第42号及び43号を発布し、具体的な管理方法と納税申告方法を制定した。

**一、試行地域における発票の使用に関する問題**

(一) 試行実施日より、增值税一般納税者（以下、一般納税者）が增值税課税行為（貨物運輸サービス提供を除く）に従事する場合、增值税専用発票（以下、専用発票）と增值税普通発票（以下、普通発票）を使用する。一般納税者が貨物運輸サービスを提供する場合は、貨物運輸業增值税専用発票（以下、貨運専用発票）と普通発票を使用する。

小規模納税者が貨物運輸サービスを提供する場合、サービスを受ける者は、貨運専用発票を受領するため主管税務機関に貨運専用発票の代理発行を申請しなければならない。貨運専用発票の代理発行は、その関連規定に従い実施する。

(二) 試行実施日より、試行地域の一般納税者は、公路・内河川貨物運輸業統一発票（以下、統一発票）を発行してはならない。

(三) 試行地域で港湾埠頭サービス、貨物旅客運送サービス、積み下ろし運搬サービス、旅客運輸サービスを提供する一般納税者は、定額普通発票の使用を選択できる。

(四) 試行地域にて国際貨物運輸代理業務に

従事する一般納税者は、6枚綴りの専用発票もしくは5枚綴りの普通発票を使用しなければならず、発票綴りの4枚目は、外貨の購入及び支払に使用する。国際貨物運輸代理業務に従事する小規模納税者が発行した普通発票は、発票綴りの4枚目を外貨の購入及び支払に使用する。

(五) 納税者が試行実施日より前に增值税から営業税に転換となる課税サービスを提供し、発票を発行後、サービスの中止、値引き、発行内容に誤りがあるが発票無効条件に合致しない場合、赤字普通発票を発行しなければならず、赤字専用発票及び赤字貨運専用発票を発行してはならない。新たに発票を発行しなければならぬ場合は、普通発票を発行しなければならず、専用発票と貨運専用発票を発行してはならない。

**二、発票発行システムの使用に関する問題**

(一) 試行実施日より、試行地域で新たに認定された一般納税者（貨物運輸サービス提供を除く）は、增值税偽造防止発票発行システム（以下、発票発行システム）を使用する。また、貨物運輸サービスを提供する一般納税者は、貨物運輸業增值税専用発票発行システム（以下、貨運発票発行システム）を使用する。試行地域で使用する発票発行システムは発票発行ディスクとし、納税者はこれを使用して発票を発行し納税申告を行う。貨運発票発行システムに対しても同様とする。

(二) 貨運発票発行システム及びその専用設備の管理は、現行の発票発行システムの関連規定に従って実施しつつ、試行地域では関連規定に従い調整する必要がある。

(三) 試行実施日より、北京市における小規模納税者は、発票発行ディスクを使用して普通

発票を発行し、納税申告ディスクを使用して発票を取得し、納税申告を行う。

**三、貨運専用発票の発行に関する問題**

(一) 一般納税者は、課税貨物運輸サービスを提供した場合にのみ、貨運専用発票を使用し、その他の課税サービス、免税サービス、非課税サービスを提供した場合、貨運専用発票を使用できない。

(二) 所轄税務機関は、発票代理発行に際して、貨運専用発票の左上に「代理発行」の文字を印刷し、「備考」欄に納税完了コード番号を印刷する。

(三) 一般納税者が貨物運輸サービスを提供する際、貨物専用発票を発行後、サービスの中止、値引き、発行内容に誤りがあるが発票還付綴り・発票綴りによって認証ができず発票無効条件に合致しない場合、赤字貨運専用発票を発行する必要があり、サービスを受ける者もしくは運送者が、所轄税務機関に申請書を提出し、所轄税務機関の審査を受けた後、通知を発行する。運送者は、この通知をもって貨運発票発行システムにおいて赤字（マイナス額）の赤字貨運専用発票を発行する。この通知は暫定的に貨運発票発行システムの管理を通さずに発行し、その他の事項は現行の赤字専用発票の関連規定に従い執行する。

**四、貨運専用発票の管理に関する問題**

(一) 貨運専用発票は、暫定的に失控発票快速反応システムの管理に組み入れられない。

(二) 貨運専用発票の認証及び審査結果の分類は、暫定的に統一発票と同一とし、認証及び審査結果が異常な貨運専用発票の処理は、暫定的に現行の統一発票の関連規定に従い執行する。

(三) 認証において異常が認められた貨運専用発票の審査は、現行の統一発票の関連規定に従い執行する。

**五、分析及び提案**

增值税試行地域の納税者は、事前に準備を行い、政策の変化に柔軟に対応すべきであると考え

える。その対応策等は以下のとおり。

**(一) 増值税関連法規の理解**

試行地域の納税者は、営業税でなく增值税を支払うこととなる。試行地域の納税者は、財税〔2011〕111号、財税〔2012〕71号及び国家税務総局2012年42号及び43号公告の規定だけではなく、增值税暫行条例及びこの関連法規を系統立てて理解する必要がある。これらの規定を理解し、税務処理を正確に行うことにより、税務リスクを低減させることができる。

**(二) 発票管理の徹底**

試行地域の納税者は、専用発票の管理を徹底して行う必要がある。専用発票は、営業税発票に比べその使用及び管理において厳格な部分が多く、わずかな過ちで偽造発行及び規定違反の発行・保管・使用として処罰を受け、最悪の場合には刑事責任を負うことになる。試行地域の納税者は、専用発票の保管・発行態勢を見直し、保管設備の確保及び保管担当者の任命により、增值税法の規定遵守を厳格に行わなければならない。

**(三) 所轄税務機関の関連準備作業の実施**

現行の税制区分財政管理体制の規定によるところ、営業税は地方税務局の管轄下で、增值税は国家税務局の管轄下で手続きを行う。試行地域の納税者は、所轄税務機関の管轄が変更され、国家税務局の管轄下で厳密な作業計画を制定することになる。したがって、積極的に所轄税務機関とコミュニケーションを取り、管轄変更をスムーズに行うことによって、試行実施日より適切な発票の発行、申請、納税を行うことが可能となる。

**(四) 専用発票の認証と控除**

一般納税者にとって、仕入税額控除を適切に行なうことが增值税の税負担軽減につながるため、できる限り一般納税者から専用発票を取得し、また取得した専用発票について規定された期限内に認証を受け控除を行うことで、增值税の税負担を合法的に軽減することが可能となる。

**Topics**

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集團（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行なう一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。